

改正 平成 19 年 12 月 26 日新人委第 660 号
改正 平成 20 年 3 月 10 日新人委第 813 号
改正 平成 20 年 11 月 27 日新人委第 655 号
改正 平成 22 年 3 月 30 日新人委第 973 号
改正 平成 23 年 4 月 12 日新人委第 23 号
改正 平成 25 年 1 月 16 日新人委第 675 号
改正 平成 27 年 3 月 25 日新人委第 788 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日新人委第 687 号の 2
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 2

新人委第 8 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

新潟市給与条例の運用方針について

新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の運用方針を下記のとおり定めたので、通知します。

記

第 1 条関係

第 1 項

「別に条例で定めるもの」とは、例えば次の給与をいう。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第 34 号。以下「外国派遣条例」という。）第 4 条に規定する給与
- (2) 新潟市職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年新潟市条例第 35 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 4 条に規定する給与
- (3) 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第

164号) 第7条及び第8条に規定する給与

(4) 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第165号) 第5条に規定する給与

(5) 新潟市職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟市条例第9号) 第17条, 第21条, 第22条又は第25条に規定する給与

第3条関係

第1項

「俸給」には, 第10条の規定による俸給の調整額を含む。

第4条関係

第1項

俸給表の適用範囲は, 俸給表に定めるもののほか, 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第28号)の定めるところによる。

第5条及び第6条関係

本条の実施については, 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第29号)の定めるところによる。

第7条関係

本文の場合の支給定日については, 新潟市職員の俸給等の支給に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第43号。以下「支給規則」という。)の定めるところによる。

第8条関係

第1項

「昇給, 降給等」とは, 昇給, 降給のほか, 昇格, 降格, 休職, 初任給基準を異にして異動(新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号) 第4条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた者から俸給表の適用を受ける職員となる異動を含む。)した場合, 俸給表を異にして異動した場合, 1週間当たりの勤務時間が異なる職に異動した場合及び俸給の調整額に異動があった場合等俸給の支給額に異動を生じたすべての場合を含む。

第2項

「離職」とは, 辞職, 退職, 免職, 懲戒免職又は失職をいい, 任期が定められている職員については, 任期満了の日をもって「離職」の日とする。

第9条関係

第1項

この項の日割計算については, 週休日(新潟市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。) 第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)が勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)と重なった場合においても, 週休日として取り扱うものとする。

第2項

「その月まで俸給を支給する。」とは、死亡した者が、その月の末日に死亡した
ものとした場合に受けることとなる俸給を支給することをいう。

第 10 条関係

第 1 項

- 1 本条において「俸給月額」とは、第 5 条から第 6 条の 2 までの規定により決定
された俸給の額であつて、本条に規定する俸給の調整額を含まないものをいう。
- 2 俸給の調整額は、俸給に含まれるものであるから第 20 条の勤務 1 時間当たり
の給与額算出の基礎とする。
- 3 俸給の調整額の適用される職は、新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平
成 19 年新潟市人事委員会規則第 30 号）の定めるところによる。
- 4 昇格、降格又は昇給については、俸給月額を基礎として行う。

第 12 条関係

初任給調整手当の支給については、新潟市職員の初任給調整手当に関する規則（平
成 19 年新潟市人事委員会規則第 31 号）及び支給規則の定めるところによる。

第 13 条及び第 14 条関係

- 1 扶養手当は、職員の給与が第 27 条の規定その他の規定により減額される場合に
おいても減額されないものとする。
- 2 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
 - (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条の規定に
基づき停職にされた場合
 - (2) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けた場合
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休
業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしている場合
 - (4) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項の規定より大学院修
学休業をしている場合
 - (5) 自己啓発等休業（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以
下同じ。）をしている場合
 - (6) 配偶者同行休業（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以
下同じ。）をしている場合
- 3 扶養手当に関し必要な事項については、新潟市職員の扶養手当に関する規則（平
成 19 年新潟市人事委員会規則第 32 号）の定めるところによる。

第 14 条の 2 関係

- 1 「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類す
る施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいい、「有料の道路」とは、法令の
規定によりその通行または利用について料金を徴収する道路（トンネル、橋、道路
用エレベーター等の施設で道路と一体となってその効用を全うするものを含む。）
をいう。
- 2 通勤手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- (1) 法第 29 条の規定に基づき停職にされた場合
 - (2) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けた場合
 - (3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている場合
 - (4) 外国派遣条例第 2 条第 1 項又は公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣された場合
 - (5) 教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定より大学院修学休業をしている場合
 - (6) 自己啓発等休業をしている場合
 - (7) 配偶者同行休業をしている場合
- 3 通勤手当の支給については、新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 33 号）の定めるところによる。

第 14 条の 3 から第 14 条の 3 の 2 まで関係

地域手当に関し必要な事項については、新潟市職員の地域手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 34 号）の定めるところによる。

第 14 条の 4 関係

- 1 住居手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
 - (1) 法第 29 条の規定に基づき停職にされた場合
 - (2) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けた場合
 - (3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている場合
 - (4) 外国派遣条例第 2 条第 1 項又は公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣された場合
 - (5) 教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定より大学院修学休業をしている場合
 - (6) 自己啓発等休業をしている場合
 - (7) 配偶者同行休業をしている場合
- 2 住居手当の支給については、新潟市職員の住居手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 35 号）及び支給規則の定めるところによる。

第 14 条の 5 関係

- 1 単身赴任手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
 - (1) 法第 29 条の規定に基づき停職にされた場合
 - (2) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けた場合
 - (3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている場合
 - (4) 外国派遣条例第 2 条第 1 項又は公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣された場合
 - (5) 教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定より大学院修学休業をしている場合
 - (6) 自己啓発等休業をしている場合
 - (7) 配偶者同行休業をしている場合
- 2 単身赴任手当の支給については、新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 36 号）及び支給規則の定めるところによる。

第 16 条関係

- 1 正規の勤務時間(勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超える勤務には、週休日における勤務が含まれる。
- 2 その日の勤務時間が始まる前にあらかじめ命令権者の命により正規の勤務時間を超えて勤務したときは、その日の時間外勤務として取り扱う。
- 3 公務により旅行(出張及び赴任を含む。以下同じ。)中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを職員の命令権者があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する。
- 4 時間外勤務手当に関し必要な事項については、新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 37 号。以下「時間外手当等規則」という。)の定めるところによる。

第 17 条関係

- 1 休日勤務手当は、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(以下「休日等」と総称する。)休日等に特に勤務を命ぜられた職員のみでなく、休日に当然勤務することになっている交替制勤務、現場勤務等の職員についても支給する。
- 2 休日勤務手当は、休日等における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給される。休日等において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当が支給される。
- 3 休日と週休日とが重なった日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 4 公務により旅行中の職員に対しては、旅行目的地において休日等の正規の勤務時間中勤務すべきことを職員の命令権者があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務したときに、その勤務時間につき明確に証明できるものについて休日勤務手当を支給する。
- 5 1 勤務が 2 日にまたがる勤務でその 1 日が休日等に当たるときの休日勤務手当は、休日等に当たる日の勤務に対してのみ支給する。
- 6 休日給の支給割合については、時間外手当等規則の定めるところによる。

第 18 条関係

宿日直手当に関し必要な事項については、新潟市職員の宿日直手当に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 38 号)の定めるところによる。

第 19 条関係

- 1 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。
- 2 夜間勤務手当と休日勤務手当及び時間外勤務手当との関係は次のようになる。
 - (1) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における正規の勤務時間中の勤務の中に休日等に当たる部分がある場合においては、その部分の勤務に対しては休日勤

務手当と夜間勤務手当とが併給される。

- (2) 夜間勤務手当は正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間を超える勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しては、夜間勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

第 20 条関係

「俸給の月額」とは、第 5 条から第 6 条の 2 までの規定により決定された俸給の額及び第 10 条の規定による俸給の調整額の合計額をいい、条例等の規定により俸給を減ぜられているときでも、本来受けるべき俸給の月額とする。

- 2 「これに対する地域手当の月額」とは、俸給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、新潟市職員の地域手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 34 号）第 6 条の規定による額）をいう。

第 21 条関係

第 1 項

- 1 管理職手当は、俸給には含まれないものであるから、第 20 条の勤務 1 時間当たりの給与額算出の基礎とはしない。
- 2 管理職手当を支給する職の指定及び支給額等は、新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 39 号。以下「管理職手当規則」という。）の定めるところによる。
- 3 管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定する職を、併任によって占める職員には、その併任職に係る管理職手当は支給しない。
- 4 管理職手当規則で指定する職が欠員の場合又はその職を占める職員が休職にされている場合に、その職について代理等として発令され、その職の職務を行う職員には、併任の場合を除き、その職について定められる管理職手当を支給する。

第 21 条の 2 関係

- 1 公務により旅行中の管理職手当の支給を受ける職員に対しては、旅行目的地においてそれぞれこの条の第 1 項又は第 2 項の勤務をした場合で当該勤務に従事した時間が明確に証明できるものに限り管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 この条の第 1 項及び第 2 項の勤務には、第 18 条の宿日直勤務は含まれない。
- 3 管理職員特別勤務手当の支給については、新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 40 号）及び支給規則の定めるところによる。

第 22 条から第 22 条の 3 まで関係

期末手当の支給については、新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 41 号。以下「期末勤勉手当規則」という。）の定めるところによる。

第 23 条関係

勤勉手当の支給については、期末勤勉手当規則の定めるところによる。

第 25 条関係

この条の適用を受ける職員が、職務遂行のためやむを得ない事由によって割り振られた 1 日の勤務時間の一部を勤務することができない場合は、この条例第 27 条の規定によって、その勤務しないことにつき特に承認することができる。

第 26 条関係

扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び管理職手当の支給については支給規則の定めるところによる。

第 27 条関係

「その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合（人事委員会規則で定める場合を除く。）」とは、支給規則第 12 条で規定する場合を除き、新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 28 号）等の規定により勤務しないことが認められている場合をいう。

第 28 条関係

第 1 項

「給与」とは、この条例に基づくものとしては、俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当をいうものとする。

第 4 項

第 4 項の規定による退職者の給与は、退職者の生活を保障する意味において予算の許す限り任命権者が所定の割合以内で、その裁量によりその支給額を定めるものとする。この場合において、次に掲げる額を考慮して定めるものとする。

- (1) 退職者及び退職者と生計を同じくする者（次号及び第 3 号において「退職者等」という。）に係る公租公課（共済組合の掛金及び厚生年金保険料を含む。）の額
- (2) 退職者等の年齢、人数及び居住地に基づき算定した生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）別表第 1 に定める居宅に係る基準生活費の額のうち退職者等の個人別の第 1 類に係る額を合算した額及び第 2 類に係る額の合計額
- (3) 退職者の給与以外の退職者等の恒常的な所得の金額

第 6 項

第 6 項の規定による期末手当の支給については、期末勤勉手当規則の定めるところによる。

附則第 21 項関係

俸給の半額が減ぜられた場合における地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額となる。